

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ガス処理系原子炉建屋外気差圧計(北側)において、指示変動(他の計器より高め指示)が認められたため、当該計器を点検。	D	
2	1号機	加熱蒸気戻り系ポンプ(A)吐出逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
3	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ検出器(48-17C)において、瞬時指示上昇復帰の事象が認められたため、当該検出器を点検。	D	
4	2号機	工作機械(旋盤)動作確認時、主電源を投入しても電源が入らない状況が確認されたため、当該旋盤を点検。	D	
5	2号機	気体廃棄物処理系冷凍設備用圧縮機(A)出口圧力指示計において、指示不良(スティック)が認められたため、当該計器を点検修理。	D	
6	3号機	発電機水素ガス冷却装置水素ガス減圧弁(A)において、減圧弁二次圧力に変動が認められたため、当該減圧弁を点検修理。	D	
7	3号機	原子炉建屋換気空調系切替時、原子炉建屋給気ファン(A)グラビティダンパにおいて、リンク機構ボルト折損による動作不能が認められたため、当該ボルトを交換修理。	D	
欠番				8月4日再審議にて7月29日と重複のため削除
9	4号機	安全保護系設定値確認検査(その1)要領書において、検査開始前に誤記が認められたため、当該検査要領書を訂正・周知。	D	
10	4号機	タービン駆動給水ポンプ(B)入口弁点検時、弁体シート面(出口側)に割れが認められたため、対応検討。	D	
11	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備試運転時、排ガス温度計の指示不良(スティック)が認められたため、当該計器を点検修理。	D	
12	4号機	制御棒駆動系制御棒駆動水ポンプ(A)補助油ポンプにおいて、現場操作スイッチ「入」による起動操作時、ポンプが起動しないことから、当該ポンプ起動操作回路を点検・調査。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353